

◎新潟県告示第846号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成24年6月29日

姫川港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

種 類	名 称	位 置	数量及び能力
保管施設	西7号野積場	糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内	2,594㎡
保管施設	西8号野積場	糸魚川市大字寺島字中ノ切地内	7,993㎡